

平成29年度第1回宮城県がん登録情報利用等審議会会議録

- 1 日時：平成29年10月19日（木）午後5時から午後6時まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）
大内憲明，嘉数研二，片倉隆一，金村政輝，栗山進一，櫻井芳明，笹野公伸，渋谷大助，下瀬川徹，中原茂樹，南優子，八重樫伸生
- 4 会議録

（司会）

本日は，お忙しい中御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

ただ今から，平成29年度第1回宮城県がん登録情報利用等審議会を開催いたします。

この会議は，情報公開条例第19条の規定に基づき公開とさせていただいております。

また，本審議会の議事録につきましては，後日公開させていただきますので，御了承をお願い申し上げます。

それでは，会議の開催に当たりまして，宮城県保健福祉部次長の高橋より御挨拶を申し上げます。

（高橋次長）

宮城県保健福祉部次長の高橋でございます。本日は，お忙しい中，御出席賜りありがとうございます。平成29年度第1回宮城県がん登録情報利用等審議会を開催するに当たりまして，一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には，日頃から保健医療行政の推進に御協力をいただいておりますことに，感謝申し上げます。

さて，平成28年1月に，がん登録等の推進に関する法律が新たに施行され，全国がん登録が開始されました。今年度は，県内全病院及び指定診療所からがん登録情報の届出が開始され，現在，整理・突合を行っているところでございます。

本日は，届出状況について報告させていただくとともに，今後の予定などについても説明いたします。委員の皆様には，御経験，御見識に基づきます御審議をお願いいたします。

（司会）

本日の会議は，お手元に配布いたしました次第に従いまして進行させていただきます。ここで，本日の資料を確認させていただきます。（資料確認）

なお，東北大学加齢医学研究所の石岡委員，東北大学大学院医学系研究科の辻委員でございますが，本日所用のため御欠席でございます。

ここからの進行につきましては，がん登録情報利用等審議会条例第4条の規定により，嘉数会長をお願いしたいと思います。嘉数会長，よろしく願い申し上げます。

(嘉数会長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず始めに、議事(1)全国がん登録に係る実施状況について、事務局より説明願います。

(事務局)

全国がん登録に係る実施状況について資料1を基にご説明いたします。

平成28年1月にがん登録等の推進に関する法律が施行になり、全国がん登録が開始されました。今年度は、法施行後、初めての症例収集となります。

届出対象施設は、平成29年4月1日時点で、指定診療所も含め141施設あり、今年度は、平成28年症例について、各施設から届出をいただいております。

届出方法については、3に記載しているとおりになっております。

媒体については、オンラインシステム・USB・紙媒体の三種類を使用して届出いただくこととしており、届出時期については、2種類に分け、拠点病院については、8月末まで、そして、拠点病院以外の施設については、9月末までとさせていただきました。

先月末までの届出状況としては、115施設から届出をいただいている状況であり、26施設がまだ届出をしていない状況でございますが、まだ届出をいただいていない施設につきましては、昨日付けで、提出をするよう通知を宮城県対がん協会から発出してあります。

最後に、5の平成29年度における診療所の指定手続きですが、診療所からの届出については、手挙げ方式により知事が指定した施設からの届出をいただくこととなっております。今年度も、例年同様、年末にかけて診療所からの申請を受付け、申請があった場合は、平成30年1月1日付けで指定する予定でございます。

なお、診療所の指定について、年途中の指定は、データベース管理を含む診断年管理が煩雑になるため、行っておりません。

事務局からの説明は以上です。

(嘉数会長)

ただ今の事務局からの説明に関して、委員の皆様から何か御質問等はございますか。

(意見無し)

(嘉数会長)

続きまして(2)全国がん登録における情報提供に係る手数料について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

全国がん登録における情報提供に係る手数料について説明いたします。資料2を御覧下さい。

がん登録情報の提供の際の手数料ですが、平成28年に、がん登録推進法が施行され、法第41条第3項により、都道府県は、がんに係る調査研究のため当県の都道府県がん情報を利用しようとする者から手数料を徴収できるとされております。

ただ、複数の都道府県に係るがん情報の提供の申請については、国へ申請することとなっており、同条第1項により、国立がん研究センターに手数料を納める必要があります。

また、徴収対象者ですが、がんに係る調査研究を行う者が対象となっております。しかし、病院等については、病院等管理者から、当該施設から届出がされたがん情報に限り申請がなされた場合は、徴収の対象外となります。

手数料の徴収に関しては、がん対策基本計画にも記載されているように、がん登録情報の利活用による研究等推進を推進し、情報の利用促進を図るため、手数料の徴収はしないという案を事務局では考えてございます。この案に対して、皆様からご意見をいただければと思います。

なお、本日御欠席の辻委員からは、がん登録が法制化され、手数料を徴収できるという規定ができたこと、そして、手数料を支払うことによる申請者側の質の担保が図られることから、手数料を徴収するべきではないかというご意見をいただいております。

参考までに、2ページに他県の状況を記載させていただいております。

徴収または徴収予定と回答した都道府県は5つあり、法に徴収可能な旨が明記されたことが主な理由でした。また、徴収しないが11でデータの活用を促すため、法施行以前から徴収していないこととの整合性がその理由でした。そして、検討中が24、その他が3という状況でした。

また、その下には、国がんに収める手数料の考え方と、参考3として、地域がん登録における申請状況を記載しております。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

(嘉数会長)

ただ今の説明につきまして、何か御意見・御質問等はありませんでしょうか。

本日御欠席の辻委員からは、必要ではないかという御意見をいただいております。

また、がん登録等の推進に関する法律が制定され、手数料について明文化されましたが、全国の状況なども参考に掲載されております。

これらのことを踏まえまして、各委員の御意見をいただきたいと思います。

(金村委員)

宮城県立がんセンターの金村です。普段はがんセンターでがんの研究を行っておりますが、全国がん登録の事務の委任先である宮城県対がん協会のがん登録室長を兼務しており

ます。

実際に、地域がん登録及び全国がん登録の実務をさせていただいている立場から申し上げますと、参考3にございますとおり、地域がん登録ではこれまで、このような件数の申請をいただいておりますが、基本的には個人情報に伏せた状態で提供し、研究利用を進めていくというのが、長らく宮城県の地域がん登録の方針でありました。それが、今回開始された全国がん登録となりますと、法的に手続きを踏めば利用可能ということで、研究利用の促進ということもこの法律の趣旨と捉えております。

実際の手続きとなりますと、申請をいただき、条件等を審議した上で、事務の委任先から提供させていただくこととなるかと思いますが、どうしても、データを作成する時間や労力が必要となります。安定的にデータを提供するためにも、それ相応の手数料をいただければ良いのではないかと考えております。

以上、実務の立場からの御意見です。よろしく申し上げます。

(嘉数会長)

そうすると、金村委員は、手数料が必要との御意見ですね。

その他に御意見はありませんか。

(南委員)

手数料といっても、金額によると思います。資料2ページの参考2に、手数料の額が記載されており、提供に要する時間1時間毎に5,800円と記載されておりますが、これは作業時間という意味でしょうか。

(事務局)

データを変換するために実際に要した時間と捉えております。

(南委員)

データ提供に係る作業量の特定は難しいため、手数料の算定はかなり難しいと思います。

私としては、全国がん登録に関する県内の体制が整ってしまえば、手数料は必要でないと思います。

(嘉数会長)

南委員からは、手数料の内訳がはっきりしないということ、そして、利用の促進のため、不要との御意見をいただきました。

他の委員の皆様から御意見はございませんか。

この件については、手数料を徴収するかしらないか、ある程度決定しなければなりませんので、多くの委員から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

(金村委員)

手数料の徴収の是非については先ほど申し上げたとおりですが、額については検討すべきかと思います。

参考2に記載されているものは、政令で定められた国がんに納める手数料額になりますが、1時間当たりという根拠が何からきているのか。また、1つの申請に対して手数料がどのくらいの額になるのか、という点については、研究者の方にとっては非常に関心の高いところかと思います。

私の方では、承知しておりませんでしたので、手数料の徴収を検討するためには、このようなところも調べる必要があるものと考えます。

その上で、データ提供にかかる時間をどのように算定するのか、これがあまりにも膨大な時間になりますと、手数料徴収するとしたために、結果として利用が促進されないということもあり得るかと思います。

このような情報がもう少しあった方が、御判断いただくにも良いのではないかと思います。

(嘉数会長)

ありがとうございます。手数料を徴収する場合の内容をもう少し検討しなければならないということ、そして、手数料の徴収によってデータの利用が促進されなくなる恐れがあるということで、このようなことも含めて、もうお一方、お二方から御意見をいただきたいと思います。

(櫻井委員)

どんな事業でも、行動すると必ず費用を要しますので、国でそれなりの予算を用意するはずで。なので、ハード部分、ソフト部分について、どのくらいの予算が確保されていて、どのくらいのデータが国立がん研究センターに集められるのか、やはり、詳細がわかりませんので何とも言いようがありません。ただ、調査研究者は、自ら費用を負担してデータを提供してもらおうとは思っていないはずで。

しかし、全国がん登録になって、法が制定されたわけなので、必ず何か裏付けはあるものだと思います。その辺を私たちが把握できなければ何とも言えないというのが私の考えです。

(嘉数会長)

ありがとうございます。もうお一方から、御意見をいただければと思います。

(栗山委員)

まず、1時間当たりの単価5,800円ということに関しては、資料の3ページに施行令で定められているもので、その根拠は教えていただければそれで良いのではないかと

います。

具体的に情報をいただきたいと思うのが、資料2ページの申請件数に関してですが、申請1件につき、どのくらい時間を要するのか、ということです。

施行令を見る限りでは、おそらく、一人当たりの時間かと推測しますが、実際に作業をして、平均どのくらい時間を要したのかということを知ることができればと思います。

この時間が、数時間ということであれば、それほど負担には感じませんし、厳しい財政状況の中でがん登録を実施してきたことを考えますと、手数料の徴収は必要ではないかと思えます。

(嘉数会長)

ありがとうございます。

事務局には、他県の状況も含めて、その辺の状況を把握しておりましたお話しいただきたいと思えます。

(岡本課長)

現時点では、他県の具体的な金額の設定まで、調べきれてはおりませんが、徴収予定とした5県中3県については、国と同額を予定しているようです。

手数料を徴収する場合は、しっかりとした根拠を基に、条例で定める必要がございますので、この件につきましては、他県の状況や、本日皆様からいただいた御意見を参考にさせていただきます、決定したいと考えております。

(嘉数会長)

本日は、辻委員も御欠席ですので、今後、辻委員も含めて検討する必要があると思えます。検討結果については、次回の会議か、時間がなければどのような形でも委員の皆様にお知らせをし、御了解を得るようお願いいたします。

(岡本課長)

この後、説明させていただきますが、今年度については、もう一度、本会議を開催させていただきたいと考えております。時期としては来年の2月頃を予定しておりますが、その際の審議となりますと、条例の制定が間に合いませんので、その前に、皆様に御相談し、決定して参りたいと思えます。2月の会議では、その結果について報告させていただき、2段階で進めさせていただきたいと思えます。

(嘉数会長)

委員の皆様よろしいでしょうか。それでは、そのように進めてください。

次に、(3) 全国がん登録における今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、(3) 全国がん登録における今後のスケジュール(案)について資料3により説明いたします。今後のスケジュールとしては、平成29年から平成31年までの3年分を掲載しております。

まず、今年平成29年につきましては、今年の6月に、宮城県対がん協会に委託しております。がん登録推進事業において、がん登録実務担当者向けの説明会を実施いたしました。

また、今後、年末にかけて、資料1でご説明いたしました、診療所の指定申請の受付を行います。そして、同じ12月ですが、現在取りまとめ中であり、平成28年症例について、年末までに厚生労働省へ提出することとなっております。

なお、その次の平成30年2月ですが、平成29年度第2階がん登録情報利用等審議会と記載しております。こちらについては、来年度からの利用申請に向けて、具体的な申請方法などについてとり決める必要があります。今年度末に再度開催させていただき、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それ以降のスケジュールについては、今年とほぼ同様となっておりますが、平成31年1月頃に、現在収集中の平成28年症例について国がんから公表される予定となっており、こちらに併せて利用申請の開始予定時期を10月としております。

事務局からの説明は、以上となります。

(嘉数会長)

ただ今の説明につきまして、何か御意見・御質問等はありませんでしょうか。

御意見等なければ、このように進めさせていただきたいと思っております。

それでは、最後に、4その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

事務局から何かございますか。

(事務局)

ありません。

(嘉数会長)

本日は、円滑な会議の進行に御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

それでは進行を司会にお返しします。(事務局)

(司会)

嘉数会長、議事を進行いただきありがとうございます。

また、委員の皆様、本日は長時間に渡りまして、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日の会議は以上をもちまして終了とさせていただきます。

大変ありがとうございました。